いのちと健康ニュース NO.77

1994年12月 1日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F TEL.FAX 052-322-0406
編集発行責任者 中原 東四郎

［名古屋過労死を考える家族の会］

渡辺（亘）さん『上告』を決意

西枇タクシー過労死名高裁不当判決

9/26 、名古屋高裁で西枇把島タクシー故渡辺錠平さんの判決がありました。

判決は、『一審通り業務外』として遺族の控訴を棄却しました。

遺族の渡辺亘子さんは、「このまま引き下がっては、国側の言い分を認めることになる。今まで署名してくださった多くの方や、弁護団の先生方と最後まで一緒に『上告』してがんばりたい。」と決意されました。

最高裁にむけてのたたかいが始まりましたが今後もご支援をお願い致します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

安保判決を不服として南労基署控訴

8/26、名地裁が「業務上認定」をした故安保喜和さんの判決は「労働省の認定基準を批判した画期的な判決」でした。

やっと出された名地裁での労災認定の判決。 遺族の安保東子さんのホッとされた気持を足蹴にするように南基準監督署は、「判決」を不服として名高裁に控訴手続きをしました。

今後もたたかいがつづくことになりました。これからも名高裁に向けてご支援ご協力をお願い致します。

（事務局）

［愛知県高等学校教職員組合］

男女別「職員休養室」設置を要求

愛知県教育委員会に要求書提出

本年度定期大会で決定されて、愛知県教育委員会に提出された「教職員の健康といのちを守るために、すべての県立学校に『職員休養室』を設置するよう求める要求書」の内容を紹介します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

労働安全衛生法に基ずく健康管理や職場環境の改善から言うと、今日の到達点はまだまだ初期の段階にとどまっており、解決すべきことは山積していると言わなければなりません。

なかでも、①労安法に明記されている職員休養室がたった15校にしかなく、しかもそのほとんどが倉庫、作法室、用務員室などと「併用」で、男女別は 6校に留まっていること、②職員が体調不調を感じてもなかなか医者に行く時間が取れず、代替の職員がすぐに配置される保障がないために、大変休みづらいことなどは、すぐにでも解決が必要と考えます。

そこで私たちは、職場組合員の総意で団体署名を行ない、その早期建設を貴職に要請することとしました。

貴職の決意と努力によって一刻も早く休養室がされることを強く要請します。

（愛高教「要求書」より抜粋）

［全国過労死を考える家族の会］

研修中ジョギング死亡は業務上労災

10/24、 仙台地裁で判決

合宿研修に組み込まれたジョギング後に死亡した会社員の妻が、労災保険法に基づく遺族補償給付請求を却下した仙台労働基準監督署長を相手取り、却下処分の取り消しを求めた訴訟の判決言い渡しが10/24 、仙台地裁であった。

飯田敏彦裁判長は「死亡は業務に起因すると認められる」として、処分を取り消した。

過労死弁護団全国連絡会議の事務局によると、「研修中に脳血管疾患で死亡して労災と認定されたのは珍しい」という。

訴えていたのは、松下電工東北営業所,仙台ショールーム元主任・故井上興二さんの妻・富美子さん（名古屋市名東区上菅２丁目）。

飯田裁判長は、「３日目の早朝ジョギングが、２日目までの研修業務で疲労のたまった井上さんにとって身体的に過重な負担となった。　このため、血圧が上昇し脳動脈瘤が急激に悪化し、くも膜下出血を発症させた」とし、死亡と業務との間の因果関係を認定したものです。

（　10/25 「朝日」報道より抜粋）

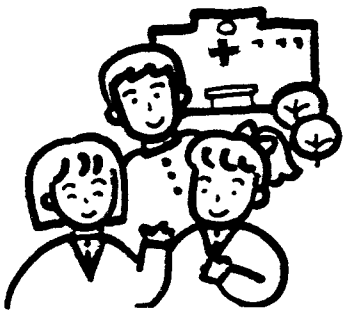

［全国労働組合総連合］

「労災認定基準の改善を求める」取組み

署名・関係官庁交渉・シンポジウム

全労連「いのちと健康を守る」対策委員会では、過労死弁護団、じん肺弁護団全国労災職業病実行委員会、全日本民医連、国民救援会、労働総研、東京地評と共同して「労災認定基準の改善を求める関係団体会議」を行ない、次の運動を展開することになりました。

【団体署名・賛同署名】

対象――加盟組織は「団体署名」、
学者・研究者・医師・弁護士は、
「賛同署名」を取組む。

1次―11/20, 2次―12/20, 3次―1/31

【関係官庁との交渉】

労働省交渉――― 11/24 （木）
人事院――――― 未定
地公災基金本部― 未定

【シンポジウム】

名称――「いま、過労死労災認定基準を問う」緊急シンポ
日時――12/3 （土）、pm1:00～ 4:00
場所――東京南部労政会館「講堂」
JR大井町駅下車、品川区役所隣
消防署の2F-3F 、
シンポジスト――「過労死家族」
「弁護士」
「医師」
「労働組合」
「支援団体」

職場の安全衛生

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

深夜交替制労働の改善と規制

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

日本マスコミ文化情報労働組合会議が、労働省に要請した内容を紹介します。

（NO．76　からつづく）

⑩深夜勤務のあとに利用できる入浴の設備を完備しなければならない。

⑪交替制勤務者には栄養的にバランスのとれた消化のよい、暖かい食事を適当な時刻に支給しなければならない。

⑫家族など外部に連絡できる電話機を設けなければならない。

4．深夜労働および交替制勤務に従事する労働者の健康を増進するため、万全の健康管理を行なわなければならない。

①産業医および安全衛生委員会は毎月一回以上、深夜を含む時間帯に職場を巡視して、安全衛生上に必要な提起を行なわなければならない。

②健康診断は6ヶ月以内ごとに1回定期に行なうほか、40才をこえたものにたいしては1年以内ごとに1回人間ドックを実施する。
健康診断にあたっては、ⓐ深夜・交替制勤務が病状を悪化させる恐れのある疾病の有無とその治療状況、ⓑ疲労や睡眠不足、消化器疾患などに関連する事項をふくむ問診、ⓒ本人の訴えおよび問視診にもとづき疑いのある事項を中心とした検査を実施しなければならない。

③健康診断の結果を記載する健康管理手帳を交付し、手帳所持者にたいして離職後も健康診断等の必要な措置を行なう。

④健康診断の結果にもとづき、勤務の軽減、労働時間の短縮、日勤勤務への転換、作業の転換など適切な措置を講じなければならない。

⑤夜間の安全監視と救急措置が適切に行なわれるよう、責任体制を確立し設備を完備しなければならない。

⑥深夜交替制労働に関する衛生教育を行なう。その衛生教育の内容は労働安全衛生法規で別に定める。

5．その他

①夜間の診療、健康相談ができる施設を完備する。

②夜間をふくめ交代勤務者が利用できる保育施設を設ける。

③昼間睡眠がとれる住宅改善（騒音防止、遮光、冷暖房設備等をふくむ）のための資金を公的な基金から長期低利で貸し付ける。

④深夜および時間外割り増し賃金への課税は免除する。

日本マスコミ文化情報労働組合会議
（参加組合）
新聞労連、出版労連、全印総連、
日放労、　民放労連、映演共闘、
広告労協、音楽ユニオン、電算労

（「実践シリーズ　2」より抜粋）

［渡辺労災裁判を支援する会］

第４２回栄総行動で間組に解決要請

11/16, 早期解決要請書4180名 171団体

栄総行動実行委員会は、11/16 要求実現のための総行動を行ないました。

地下鉄ターミナル 10ケ所と名鉄ターミナル 3ケ所で早朝ビラ配布をおこない、訴えと支援のよびかけをしました。

10時から要請団を編成して名古屋市をはじめ8ケ所の関係官庁へ要請行動を行ない要求解決を申し入れました。

12時30分から４コースのデモが結集し昼休み集会を開催し、要求実現にむけて決起しました。

さらに午後の要請行動として、中電本店をはじめ13企業にそれぞれ関係争議の早期解決を迫りました。

「渡辺労災裁判を支援する会」も支援団体役員と「家族の会」の方々と遺族の渡辺光子さんとともに、「丸の内駅」と「間組名古屋支店」前での早朝ビラ配布をおこないました。

午後 2時からの「間組名古屋支店」への要請団は銀産労はじめ建設一般、名水労、健康センターなど支援団体と「家族の会」代表が参加し、「元請責任」を認め裁判の早期解決を要請、あわせて要請署名4.180 名 171団体を手渡しました。

（事務局）

お知らせ

愛知健康センターの行事日程は、次のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

◆ 11/27 第４回労働安全衛生活動
（日） 学習交流会
am10:00 ～ pm3:00 女性会館

◆95 1/12 第３回理事会
（木） pm6:30より 健康センターにて

◆ 2/19 第６回いのちと健康を守る
（日） 学校 pm1:30～ 4:30
単一労働会館新館会議室（予定）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

◆11/19（土） ～ 20（日）
am10:00 より pm3:00 まで
第４回立ち作業研究会総会（大阪）

◆12/3 （土） pm1:00より4:00まで
「いま過労死労災認定基準を問う」
緊急シンポジウム
東京南部労政会館講堂（東京品川）

◆12/4 （日） am9:00よりpm4:00まで
第３回地方でのいのちと健康を守る
運動交流集会
カンダパンセ（東京・西神田）

95
◆ 1/8 （日） am10:00 よりpm3:00まで
愛労連95国民春闘学習講座
山田理事長が講演予定（午前）
愛知県産業貿易館